

令和2年5月27日
公益財団法人 放射線影響協会
放射線従事者中央登録センター

被ばく線量登録管理制度に係る通常業務の再開について

内閣総理大臣による新型コロナ特措法に基づく緊急事態宣言の解除を受けまして、5月27日より協会事務所での通常業務を再開させていただきました。

緊急事態宣言の発令期間中におきましては、被ばく線量登録管理制度にご参加の事業者及び放射性同位元素等規制法等の廃止措置に伴う被ばく線量記録の引き渡しをご計画の事業者の皆様方には、大変ご迷惑をお掛けいたしました。

今後、期間中にお送りいただきました放射線管理記録や各種の申請書類等に係る処理や手続き、及びお問合せいただいた事項への対応などの業務を順次進めて参ります。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。

以上